

**建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律**

**1. 法第29条第1項に係る認定申請手数料及び法第31条第1項に係る変更認定申請手数料  
(工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更を除く)**

<b>ア</b> 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)			
(ア) (イ)・(ウ)以外の場合	住宅部分	面積関係なし	7,000円 (評価機関審査を受けたもの)
(イ) 仕様・計算併用法の場合			
(ウ) 誘導仕様基準の場合			
<b>イ、ウ、エ</b> 共同住宅等又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く)			
(ア) (イ)・(ウ)以外の場合	住宅部分の 戸数	2戸以上4戸以内のもの	12,200円 (評価機関審査を受けたもの)
(イ) 仕様・計算併用法の場合		5戸以上のもの	24,200円 (評価機関審査を受けたもの)
(ウ) 誘導仕様基準の場合	住戸以外の 床面積	300㎡以内のもの	12,200円 (評価機関審査を受けたもの)
		300㎡を超えるもの	24,200円 (評価機関審査を受けたもの)
<b>オ</b> 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合			
(ア) 標準入力法の場合	非住宅部分 の床面積	300㎡以内のもの	12,200円 (判定機関審査を受けたもの)
(イ) モデル建物法の場合		300㎡を超えるもの	20,100円 (判定機関審査を受けたもの)

(摘要)

- 1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、ア+エを合計した金額とする。
- 2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、イ+オ、またはウ+オ、もしくはエ+オを合計した金額とする。
- 3 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、上記手数料の他、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算する。

**2. 法第31条第1項に係る変更認定申請手数料  
(工事着手予定時期、工事完了予定時期の変更)**

変更の単位	手数料
1棟につき	1,000円